

杉並区総合計画

令和 6 年度（2024 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

杉並区実行計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

修 正 案

総合計画・実行計画 修正施策・事業等一覧

* 修正のあった総合計画、実行計画はページを記載しています。

防災・防犯

みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

6 無電柱化の推進

P1

環境 みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

1 創エネルギー事業の推進

P3

2 省エネルギー対策の推進

P5

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

4 みどりの質を高める

P7

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることが
できるまち

12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

P9

1 区民と進める健康づくりの推進

P13

福祉 地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14 人権を尊重する地域社会の醸成

2 男女共同参画の推進

P15

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

P17

15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実

P19

16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

6 高齢者いきがい活動の充実

P21

総合計画・実行計画 修正施策・事業等一覧

* 修正のあった総合計画、実行計画はページを記載しています。

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実 P23

【新】子どもの権利が尊重される地域社会の実現 P27

19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 より良い子どもの居場所づくりの推進 P29

20 安心して子育てできる環境の整備・充実

2 地域における子育て支援体制の充実 P31

3 保育の質の向上 P33

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 P35

5 学童クラブの整備・充実 P37

学び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

4 不登校児童・生徒支援体制の整備 P39

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

2 区立小中学校の増改築 P41

26 多様な地域活動への支援

1 地域活動団体への支援 P43

3 地域活動拠点の整備 P45

文化 スポーツ

文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち

27 多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進

3 多文化共生・国内外交流の推進 P47

修正案

施策1

6 無電柱化の推進

【重点】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定し、順次、区道の無電柱化を進めていきます。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業^{※1}や駅周辺まちづくり等に伴い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整
	補助第221号線設計	補助第221号線設計調整	補助第221号線設計調整	補助第221号線調整	補助第221号線設計調整
	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計	区道第2096-1号路線電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計電線共同溝設置工事
	—	区道第2131号路線測量設計	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線測量設計調整
	阿佐ヶ谷駅北東地区設計	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整支障移設工事
	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針改定	無電柱化推進方針検討・改定

※1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「杉並区無電柱化推進方針」については、総合計画等の上位計画との整合を図るため、令和6年度(2024年度)の改定に向けて準備を進めてきたが、能登半島地震を受けて東京都が「東京都・区市町村無電柱化検討会議」を発足し、無電柱化の計画を令和7年度(2025年度)に改定する考えを示したことから、その計画との整合を図るため、改定年度を変更する。

現行

施策1

6 無電柱化の推進

【重点】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定し、順次、区道の無電柱化を進めていきます。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業^{※1}や駅周辺まちづくり等に伴い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整
	補助第221号線設計	補助第221号線設計調整	補助第221号線設計調整	補助第221号線調整	補助第221号線設計調整
	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計	区道第2096-1号路線電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計電線共同溝設置工事
	—	区道第2131号路線測量設計	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線測量設計調整
	阿佐ヶ谷駅北東地区設計	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整支障移設工事
	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針改定	無電柱化推進方針運用	無電柱化推進方針運用	無電柱化推進方針改定・運用

※1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

修正案

施策9

1 創エネルギー事業の推進

【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、区立施設において可能な限り太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	再生可能エネルギー等の導入助成 404件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 1,620件	再生可能エネルギー等の導入助成 1,620件	再生可能エネルギー等の導入助成 4,040件
	電気自動車用充電設備導入助成 25件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 195件
	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 3所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 2所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 4所

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

昨今の猛暑や光熱費の高騰等により、区民からの助成申請が計画件数を想定以上に上回っていることを踏まえて、助成件数を拡充する。

施策9

1 創エネルギー事業の推進

【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、区立施設において可能な限り太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	再生可能エネルギー等の導入助成 404件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 2,400件
	電気自動車用充電設備導入助成 25件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 195件
	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 3所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 2所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 4所

修正案

施策9

2 省エネルギー対策の推進

【重点】

住宅の窓断熱や高日射反射率塗装^{※1}などの導入助成について、対象機器の拡充も行いながら実施します。
また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」、共同住宅、事業所におけるLED照明器具の切替支援や、手軽に取り組むことができる省エネDIYを促進するなど、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	断熱改修等省エネルギー対策助成 480件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 1,180件	断熱改修等省エネルギー対策助成 1,180件	断熱改修等省エネルギー対策助成 3,140件
	すぎなみエコチャレンジ 800件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 3,000件
	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 300件
	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施

※1 高日射反射率塗装: 太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある[]に塗布する工事

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

昨今の猛暑や光熱費の高騰等により、区民からの助成申請が計画件数を想定以上に上回っていることを踏まえて、助成件数を拡充する。

現行

施策9

2 省エネルギー対策の推進

【重点】

住宅の窓断熱や高日射反射率塗装^{※1}などの導入助成について、対象機器の拡充も行いながら実施します。
また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」、共同住宅、事業所におけるLED照明器具の切替支援や、手軽に取り組むことができる省エネDIYを促進するなど、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	断熱改修等省エネルギー対策助成 480件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 2,340件
	すぎなみエコチャレンジ 800件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 3,000件
	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 300件
	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施

※1 高日射反射率塗装: 太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある塗料を建築物の屋上や屋根に塗布する工事

修正案

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえるとともに、昨今の気候変動への対応、グリーンインフラの具体的な導入手法等について専門的な知見を得ながら、「杉並区みどりの基本計画」を改定します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を發揮できるまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 検討・改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「杉並区みどりの基本計画」については、令和6年度(2024年度)の改定に向けて準備を進めてきたが、今日の記録的な猛暑といった気候変動への対応やグリーンインフラの具体的な導入手法等についても取り込んでいくことが適当と考え、専門的な知見に基づく検討を行うとともに、広く区民から意見聴取することとし、改定年度を変更する。

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえ、「杉並区みどりの基本計画」を改定し、みどり豊かなまちづくりを推進します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画検討	みどりの基本計画改定	みどりの基本計画運用	みどりの基本計画運用	みどりの基本計画改定・運用
	生物多様性に配慮した緑化指針作成	生物多様性に配慮した緑化指針運用	生物多様性に配慮した緑化指針運用	生物多様性に配慮した緑化指針運用	生物多様性に配慮した緑化指針運用
	植物等の生息場所保全 3所	植物等の生息場所保全 《3所》	植物等の生息場所保全 《3所》	植物等の生息場所保全 《3所》	植物等の生息場所保全 《3所》
	みどりのリサイクルの推進	みどりのリサイクルの推進	みどりのリサイクルの推進	みどりのリサイクルの推進	みどりのリサイクルの推進
	みどりのベルトづくりの推進	みどりのベルトづくりの推進	みどりのベルトづくりの推進	みどりのベルトづくりの推進	みどりのベルトづくりの推進
	良好な公園等樹木の維持	良好な公園等樹木の維持	良好な公園等樹木の維持	良好な公園等樹木の維持	良好な公園等樹木の維持

修正案

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、区民や関係団体等と健康づくりに向けた様々な取組を推進していきます。また、「杉並区自殺対策計画(第2次)」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- 将来の健康状態を良好に保つためには、成人期^{※2}から健康づくりの意識を高め、自ら行動することが重要です。また、女性の社会進出が進む中で、各ライフステージにおける心身の変化から生じる女性特有の健康問題を解決するために、相談体制の充実や、自らの健康に対する意識付けを促す必要があります。さらに、ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等を踏まえて健康づくりへの取組を実施する必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることから、生活習慣病の早期発見・予防を図るために、特定健康診査^{※3}の受診促進等を進めていくとともに、発症・重症化予防に取り組む必要があります。
- がん死亡率の減少を目指し、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図るとともに、がん検診の精度管理^{※4}を強化する必要があります。
- 近年、増加傾向にある心の病気に対応するため、予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりの取組に容易に参加できる機会が保障されています。一人ひとりが健康づくりに関する様々な情報をSNS等で容易に入手し、健康アプリ等を活用しながらライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことなどによって、健康寿命が延伸されています。また、様々な女性の健康課題に関する相談体制が整っています。
- 特定健康診査の受診及び特定保健指導^{※5}による生活習慣の改善により、メタボリックシンドロームの対象者が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立し、生活しています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率の低下及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の減少につながっています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
1 65歳健康寿命	65歳の方が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したものの ※東京保健所長会方式による算出方法(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
2 特定保健指導対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
3 がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出 ※人口10万対(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
4 ゲートキーパー ^{※6} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)を始期とする、国の健康日本21(第三次)及び東京都健康推進プラン21(第三次)を受けて、各ライフステージにおける健康づくりに着目することとし、成人期や女性の健康づくり、一人ひとりが自ら健康づくりの意識を高めて主体的に取り組む観点を追加する。

現行	
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、区民や関係団体等と健康づくりに向けた様々な取組を推進していきます。また、「杉並区自殺対策計画(第2次)」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等を踏まえて健康づくりへの取組を実施する必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることから、生活習慣病の早期発見・予防を図るために、特定健康診査^{※2}の受診促進等を進めていくとともに、発症・重症化予防に取り組む必要があります。
- がん死亡率の減少を目指し、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図るとともに、がん検診の精度管理^{※3}を強化する必要があります。
- 近年、増加傾向にある心の病気に対応するため、予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりの取組に容易に参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- 特定健康診査の受診及び特定保健指導^{※4}による生活習慣の改善により、メタボリックシンドロームの対象者が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立し、生活しています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率の低下及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の減少につながっています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	65歳健康寿命	65歳の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの ※東京保健所長会方式による算出方法(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
2	特定保健指導対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
3	がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出 ※人口10万対(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
4	ゲートキーパー ^{※5} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 65歳健康寿命	男83.7 女86.8 (3年)	男84.1 女87.6 (7年)	男84.4 女88.2 (11年)	歳
2 特定保健指導対象者割合の減少率	30.5 (4年度)	25.0以上	25.0以上	%
3 がんの75歳未満年齢調整死亡率	男72.9 女51.7 (3年)	男67.8 女50.9 (7年)	男57.4 女49.2 (11年)	—
4 ゲートキーパー養成者数(累計)	2,263 (4年度)	2,850	3,450	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 区民と進める健康づくりの推進 【重点】
- 2 生活習慣病予防の推進
- 3 がん対策の推進 【重点】
- 4 心の健康づくりの推進
- 5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【再掲】 (施策29-1)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】
「東京都健康推進プラン21(第三次)」及び「東京都がん対策推進計画」において新たに示された数値目標を踏まえ、施策指標の目標値を上方修正する。

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例
 ※2 成人期:概ね18歳以上65歳未満
 ※3 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診
 ※4 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること
 ※5 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援
 ※6 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 65歳健康寿命	男83.7 女86.8 (3年)	男84.1 女87.6 (7年)	男84.4 女88.2 (11年)	歳
2 特定保健指導対象者割合の減少率	30.5 (4年度)	25.0以上	25.0以上	%
3 がんの75歳未満年齢調整死亡率	男72.9 女51.7 (3年)	男72.1 女51.8 (7年)	男67.9 女49.2 (11年)	—
4 ゲートキーパー養成者数(累計)	2,263 (4年度)	2,850	3,450	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 区民と進める健康づくりの推進 **【重点】**
- 2 生活習慣病予防の推進
- 3 がん対策の推進 **【重点】**
- 4 心の健康づくりの推進
- 5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 **【再掲】** (施策29-1)

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例
 ※2 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診
 ※3 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること
 ※4 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援
 ※5 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

修正案

施策12

1 区民と進める健康づくりの推進

【重点】

食育や介護予防、歯と口腔の健康づくり等に関する理解の促進を図るため、SNSをはじめとするICTを活用した情報発信やライフステージに応じた取組を推進します。また、食育ボランティアをはじめとする区民や団体などへの活動支援や民間スポーツ施設等との協働事業により、誰もが社会参加ができ、自主的に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。さらに、望まない受動喫煙が生じないよう、飲食店などへ禁煙・分煙化の普及啓発活動などを行うなど、受動喫煙防止に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援
	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援
	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援
	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進
	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)を始期とする、国の健康日本21(第三次)及び東京都健康推進プラン21(第三次)を受けて、各ライフステージにおける健康づくりに着目することとし、「成人期や女性の健康づくりの推進」を事業に追加する。

施策12

1 区民と進める健康づくりの推進

【重点】

食育や介護予防、歯と口腔の健康づくり等に関する理解の促進を図るため、SNSをはじめとするICTを活用した情報発信やライフステージに応じた取組を推進します。また、食育ボランティアをはじめとする区民や団体などへの活動支援や民間スポーツ施設等との協働事業により、誰もが社会参加ができ、自主的に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。さらに、望まない受動喫煙が生じないよう、飲食店などへ禁煙・分煙化の普及啓発活動などを行うなど、受動喫煙防止に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援
	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援
	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援
	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進
	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発

修正案

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。
 また「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、ジェンダー平等に関する審議会の答申等を踏まえて、更なる施策の推進に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施
		ジェンダー平等に関する審議会 設置・運営	ジェンダー平等に関する審議会 運営	二	ジェンダー平等に関する審議会 設置・運営
		審議会の答申を踏まえた取組 検討	審議会の答申を踏まえた取組 実施	審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	

- ※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)
- ※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設
- ※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に「ジェンダー平等に関する審議会」を設置したことから、「ジェンダー平等に関する審議会」の「設置・運営」と「審議会の答申を踏まえた取組」を追加する。

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。
また、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施し、実態調査結果を基に、ジェンダー平等や性の多様性の理解増進に関する施策の充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施

- ※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)
- ※2 男女平等推進センター：男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設
- ※3 配偶者暴力相談支援センター：被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

修正案

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会での答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

パートナーシップ制度について、令和7年度(2025年度)に予定している「ジェンダー平等に関する審議会」の答申を踏まえ、見直しに向けた検討を行うこととしたため修正する。

現行

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」結果や当事者を含めた幅広い区民等の意見を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

修正案

施策15

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 【重点】

生活自立支援窓口(くらしのサポートステーション^{※1})では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施
	子どもの学習等支援 事業 実施 48回	子どもの学習等支援 事業 実施 48回	子どもの学習等支援 事業 実施 144回	子どもの学習等支援 事業 実施 144回	子どもの学習等支援 事業 実施 336回
	ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備	ひきこもり支援事業 実施準備	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施	ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開 設・実施 居場所事業実施
	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 調査・検討・実施準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施 準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の 実施準備・実施

※1 くらしのサポートステーション:経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口

※2 居場所事業:ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、主に要支援世帯の子どもを対象とした学習等支援事業の実施場所を区内複数か所にするるとともに、実施回数を拡充する。

現行

施策15

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 【重点】

生活自立支援窓口(くらしのサポートステーション^{※1})では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施
	子どもの学習等支援 事業 実施 年48回	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》
	ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備	ひきこもり支援事業 実施準備	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施	ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開 設・実施 居場所事業実施
	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 調査・検討・実施準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施 準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の 実施準備・実施

※1 くらしのサポートステーション:経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口

※2 居場所事業:ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

修正案

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※ ¹ 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※ ² 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
杉の樹大学※ ³ 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	

※1 いきいきクラブ:概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業:区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学:60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館の現地改築に向けて、設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※ ¹ 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※ ² 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
杉の樹大学※ ³ 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	

※1 いきいきクラブ: 概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業: 区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学: 60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

修正案

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わるできています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされる場所へ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査

現行

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることができています。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされる場所へ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査

修正案



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度(2026)	12年度(2030)	
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	33.8 (5年度)	36.0	40.0	%
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	24.8 (5年度)	23.0	20.0	%
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	69.3 (5年度)	72.0	75.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 【重点】
- 2 子どもの貧困対策の推進
- 3 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 4 ヤングケアラー支援の推進 【重点】
- 5 より良い子どもの居場所づくりの推進 【再掲】 (施策19-1)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】
 令和6年度(2024年度)に実施した区民意向調査により現状値を把握したことから、現状値及び目標値を設定する。

※1 社会的養育: 虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること
 ※2 子どもの権利: 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

現行



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値		単位
		8年度(2026)	12年度(2030)	
1 子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	—	上昇	上昇	%
2 守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	24.8 (5年度)	23.0	20.0	%
3 「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	69.3 (5年度)	72.0	75.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利擁護の推進 【重点】
- 2 子どもの意見表明・参画の推進 【重点】
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 5 ヤングケアラー支援の推進 【重点】

※1 社会的養育: 虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

※2 子どもの権利: 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

修正案

施策18

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、条例に基づく取組を進めていきます。子どもの権利について、広く普及啓発に取り組むとともに、子どもが自分の思いや考え、意見を表明できる環境を整え、社会的活動に参画する機会を確保していきます。また、子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組みを整えていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
	二	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
			相談・救済機関の設置 準備・実施	相談・救済機関の設置 実施	相談・救済機関の設置 準備・実施
子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	
—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	二	二	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 へ統合

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和7年(2025年)第1回区議会定例会に提出予定の「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、施策18-1「子どもの権利擁護の推進」と施策18-2「子どもの意見表明・参画の推進」を統合するとともに、「相談・救済機関の設置」の取組を追加する。

現行

施策18

1 子どもの権利擁護の推進

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づき、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるよう取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	

2 子どもの意見表明・参画の推進

【重点】

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策への子どもの意見の反映

修正案

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」^{※1}に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度(2027年度)までに順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館(7地域に各1館)を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度(2027年度)から順次、移行することを目指します。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、令和9年度(2027年度)までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度(2027年度)の全校実施に合わせて、諸室の利用拡大や新たにおやつを提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	
今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定	＝	＝	＝	
児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	
		中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	
		＝	児童館の新規整備 検討	児童館の新規整備 検討	
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規3所 (累計20所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規10所 (累計30所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規15所 (累計30所)	
小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所 (累計17所)	事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用	
小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始				
事業量		日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	
		小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	小学校始業前の朝の居場所 実施	小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	
		子ども・子育てプラザ 7所 小学生タイム 拡充	子ども・子育てプラザ 7所 小学生タイム 実施	子ども・子育てプラザ 7所 小学生タイム 拡充・実施	
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)
			公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施

※1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針: 今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定したもの

※2 コミュニティふらっと: 乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

児童館再編の取組の検証結果^{※1}において、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、令和7年度(2025年度)以降、この方針に基づく取組を進めます。

また、一部の小学校で試行実施していた、放課後等居場所事業の学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を令和6年度(2024年度)からすべての事業実施校で行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定			
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営			
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所(累計17所)			
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施			
小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用	
<p>【令和6年度(2024年度)修正の理由】 令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、全面的に修正する。</p>					

※1 児童館再編の取組の検証結果:この間の児童館再編の取組(児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり)について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を令和5年(2023年)9月にまとめたもの

※2 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

修正案

施策20

2 地域における子育て支援体制の充実

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、乳幼児期における子どもの育ちと子育てを応援するため、地域の子育て支援拠点として子ども・子育てプラザ^{※1}の機能の充実を図ります。また、児童館におけるゆうキッズ事業の実施やつどいの広場の運営支援に加え、一部の児童館において令和9年度(2027年度)を目途に日曜日開館を実施することにより、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※2}のほか、一時預かり事業^{※3}や子育て応援券^{※4}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計 7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施
	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所 充実	乳幼児親子の居場所 充実	乳幼児親子の居場所 実施・充実
	地域子育てネットワーク事業 ^{※5} 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施
	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施
	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施
	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充・実施
子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※3 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※4 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などとかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※5 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、子ども・子育てプラザの運営及び乳幼児親子の居場所に係る取組を修正する。

施策20

2 地域における子育て支援体制の充実

これまでの地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザ^{※1}や地域子育てネットワーク事業^{※2}等の取組については、令和6年度(2024年度)に策定予定の「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)以降、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※3}のほか、一時預かり事業^{※4}や子育て応援券^{※5}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計 7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり
	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施			
	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施
	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施
	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施
	訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施
	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充・実施
子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※3 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※4 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※5 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

修正案

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	改築・改修等 区立保育園 設計0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園 設計0.5園

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館を改築することに伴い修正する。

現行

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	—	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

修正案

施策20

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」^{※3}が令和8年度(2026年度)に本格実施されることを見据えて、認可保育所等において未就園児を対象とした預かり事業を実施します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※4} 15園実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施
	病児保育室 4所	病児保育室 新規1所 (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援 検討	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施
	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討
		<u>こども誰でも通園制度 試行実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 試行実施・実施</u>

※1 病児保育: 病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所: 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 こども誰でも通園制度: 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない満3歳未満の子どもが認可保育所等を一定時間利用できる制度。令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく給付として全国の自治体で実施。

※4 障害児指定園: 障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

子ども・子育て支援法に基づく「こども誰でも通園制度」が開始されることを踏まえ、本格実施に向けた区の取組を追加する。

現行

施策20

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労等の有無に依らない保育所等の利用に関する国や都の動向を注視し、子どもの育ちや子育て支援の充実等の観点から、保育所の活用を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※3} 15園実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施
	病児保育室 4所	病児保育室 新規1所 (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援 検討	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施
	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討

※1 病児保育: 病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所: 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 障害児指定園: 障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

修正案

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討にあわせて学童クラブの整備を検討するなど、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)	＝	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	＝	＝	＝
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)	＝	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、学童クラブの整備に係る取組を修正する。

現行

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組めます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)		
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)			
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

修正案

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。改築を行う天沼中学校にはさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」を併設することとし、令和7年度(2025年度)から設計に着手します。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 1か所
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※1 さざんかステップアップ教室: 不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ: 不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

天沼中学校の改築に合わせて、さざんかステップアップ教室を校内に併設することに伴い修正する。

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※1 さざんかステップアップ教室:不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ:不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

修正案

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
杉並第二小学校 改築 0.5校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.1校	西宮中学校 設計 0.4校	西宮中学校 検討 設計 0.5校
天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

西宮中学校の改築スケジュールの見直しに伴い修正する。

現行

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.3校	西宮中学校 設計 0.7校	西宮中学校 検討 設計 1校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討	
—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討	
高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校	

修正案

施策26

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、協働提案制度については区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていいため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携プラットフォームを活用した新たな仕組みを検討していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 13町会 町会・自治会掲示板設置等助成 35基 町会・自治会ICT活用支援 —	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施
	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施 <u>新たな仕組みの検討</u>	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 — <u>新たな仕組みの実施準備</u>	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施 <u>新たな仕組みの検討・実施準備</u>

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

協働提案制度について、区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていいため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携プラットフォームを活用した新たな仕組みを検討することとし、修正する。

なお、協働提案制度は令和6年度(2024年度)に採択した案件がないことから、令和8年度(2026年度)の取組を修正する。

施策26

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、NPO支援基金に基づく助成金の交付や協働提案制度の実施を通して、地域の課題解決に向けた自主的な活動に取り組んでいるNPO法人等の地域団体を支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 13町会 町会・自治会掲示板設置等助成 35基 町会・自治会ICT活用支援 —	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施	町会・自治会活動支援「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用支援 (仮称)町会・自治会困りごとサポーター制度実施
	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施	NPO等活動支援 NPO活動資金助成実施 協働提案制度実施

修正案

施策26

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、身近な地域において、世代を超えた住民同士の交流を促し、コミュニティの形成を図るため、新たにコミュニティふらっと2施設の整備を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.1所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	荻窪地域区民センター 改修 0.2所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.5所	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.3所	—	—	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.3所
			(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.6所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 1所
			(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.1所	(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.5所

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

荻窪地域区民センターについては、改修工事のスケジュール見直しに伴い修正する。また、コミュニティふらっと高円寺南については正式名称が決定したことに伴い「(仮称)」を削除する。(仮称)コミュニティふらっと上荻窪、(仮称)コミュニティふらっと宮前は設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策26

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、今後のコミュニティふらっとの整備については、各地域における課題や老朽化した施設のあり方について施設利用者や地域住民と共に考えながら、検討していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.3所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	—	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所	—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所

修正案

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生基本方針に基づき、互いを尊重し合える意識の啓発・醸成事業の実施や多文化共生拠点^{※1}の早期設置に向けた検討を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
	多文化共生基本方針 検討・策定	—	—	多文化共生基本方針 検討・策定
国際交流や多文化 共生を推進する人材 の育成・啓発	多文化共生推進事業 の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討
国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流	国際友好都市等との交 流
国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回
交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援
特別区全国連携プロ ジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進

※1 多文化共生拠点:外国人向けの日本語学習支援や生活相談窓口の運営、地域参画を目的とした交流イベント等を実施する、異なる文化や背景を持つ区民が集い交流する場

※2 国際友好都市:友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウイロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体:区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト:東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定する「多文化共生基本方針」を踏まえ、事業量の記載及び注釈を修正する。

現行

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生に関する基本方針の策定や多文化キッズサロン^{※1}の早期設置に向けた検討を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討
	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流
	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 111回 情報発信 6回
	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援
	特別区全国連携プロジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進

※1 多文化キッズサロン: 日本語を母語としない子どもが安心して立ち寄ることができ、学び・人とつながることができる地域の居場所

※2 国際友好都市: 友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体: 区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト: 東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの